

『生物医学雑誌への統一投稿規程： 生物医学研究論文の執筆と編集』① (2003 年 11 月改訂版)

医学雑誌編集者国際会議

I. 目的についてのステートメント (Statement of Purpose)

I. A. 統一投稿規程について (About the Uniform Requirements)

1978 年、投稿雑誌のスタイルを規定するガイドラインを制定するために、ブリティッシュ・コロンビア州バンクーバーにて、小グループの総合医学雑誌編集者の非公式会合が開催された。これは後に“バンクーバーグループ”として知られるようになったグループである。このグループがはじめて投稿規程を発表したのは 1979 年のことであり、そのなかにはアメリカ国立医学図書館が規定する文献記載のための書式なども盛り込まれていた。バンクーバーグループは、さらに医学雑誌編集者国際委員会 (International Committee of Medical Journal Editors: ICMJE) へと拡大発展を遂げ、会合は毎年開催されている。ICMJE は徐々に規定の範囲を広げ、生物医学雑誌への投稿論文にかかわる倫理原則を追加するに至った。

ICMJE は『生物医学雑誌への統一投稿規程』の改訂を繰り返し行ってきたが、近年、投稿原稿の作成という枠組みを超えた問題が浮上してきており、これらの問題に対処するために編集方針に関する個別のステートメント (Separate Statement) が作成されるに至っている。統一規定は 1997 年に全面的な改定を受け、1999 年 5 月および 2000 年 5 月には各セクションの更新も行われた。2001 年 5 月、ICMJE は利害衝突の可能性に関するセクションを改訂した。このたび (2003) の改訂で、ICMJE は統一規定を全面的に改定・再編成し、個別のステートメントについても本文に加えられることとなった。

生物医学雑誌への統一投稿規程の全容を教育的・非営利目的で複製することは著作権の侵害とはならない。ICMJE は統一規定の普及を奨励している。

統一規定を採用することに同意する雑誌は、その雑誌の投稿要領が統一規定に準拠している旨を“投稿の手引き” (instruction to authors) において言明し、また最新版である当版を引用するとよいであろう。

Uniform Requirement for Manuscripts Submitted to Biomedical Journals : Writing and Editing for Biomedical Publication
International Committee of Medical Journal Editors

I. B. 統一規定の利用者 (Potential Users of the Uniform Requirements)

ICMJE は、生物医学研究分野における正確、明瞭、簡潔かつ容易にアクセス可能な論文を作成・配布するという著者と編集者の共同作業を支援することを主要目的として統一規定を策定した。最初のいくつかのセクションは、生物医学雑誌への投稿原稿を評価、改善、掲載するプロセスにかかわる倫理原則についての記述、さらには編集者・著者・査読者・メディアとの関係について記述したものとなっている。それ以降のセクションでは、投稿原稿の作成と提出にかかわるより具体的な問題について述べている。統一規定はその全般において、著者と編集者の双方にかかわる問題を取り上げている。

統一規定は、査読者、出版社、メディア、患者とその家族、そして一般の読者など、著者と編集者以外のその他の多くの関係者に対しても生物医学雑誌への投稿原稿の執筆および編集プロセスに関する有用な知見を提供するものである。

I. C. 統一規定の使い方 (How to Use the Uniform Requirements)

統一規定は、研究の実施と報告における倫理原則について述べ、編集と執筆における具体的な側面にかかわる勧告を提示するものである。これらの勧告は、エビデンスという形での根拠の重要性を提唱する方法論的・計画的調査の結果に基づいて提案されたものではなく、長期にわたって収集されてきた、ある一定枠の編集者と著者の共通の経験に関する報告に基づいて提案されたものがほとんどである。勧告にはそれぞれ、勧告内容に関する理論的根拠 (たとえば、「この文書は教育的目的を果たす」など) を可能なかぎり添えるようにした。

先述のとおり、著者は当文書の勧告に可能なかぎり遵守することによって、投稿先として選ぶ雑誌の如何を問わず、報告内容の質と明瞭性を高めることができるであろう。また、これによって編集作業も容易になる。その一方で、どの雑誌にも、その雑誌の目的に即した独自の編集規定があり、著者は投稿先として選択した雑誌から出ている“投稿の手引き”の内容について具体的に把握し、これに従う必要がある。たとえば、その雑誌に適したトピックの選択や、こういった種類の論文を提出してもよいのか (たとえば原著論文、レビュー、あるいは症例報告など) といった点について“投稿の手引き”を参考にするとよいであろう。オハイオ医科大学のマルフード図書館 (The Mulford Library at the Medical College of Ohio) は投稿の手引きをわかりやすくまとめた概論をつぎのウェブサイトで

提供している。

<http://www.mco.edu/lib/instr/libinsta.html>

II. 研究の実施と報告における倫理的検討(Ethical Considerations in the Conduct and Reporting of Research)

II. A. 著者と研究貢献者(Author and Contributorship)

II. A. 1. 著者名表記欄の著者(Byline Authors)

“著者”とは通常投稿された研究において大きな知的貢献を果たした者を指すと考えられる。また、生物学における著者資格(authorship)は、学術上、社会上、そして経済上大きな意味合いをもつものである¹⁾。これまで読者は著者として名をあげられている者、そして謝辞において名をあげられている者について、これらの人物がその研究に果たしてどれだけの貢献をしたのかという情報を与えられることはまれであった²⁾。しかし近年では、すくなくとも原著論文については、研究の参加者としてその名が掲載された人物の貢献内容に関する情報を提供するように要求し、これを掲載する雑誌も出てきた。編集者には、研究への貢献者についての方針(contributorship policy)や、投稿原稿執筆作業全般に責任をもつ人物がだれなのかを明らかにするための方針を確立し、実施することが強く望まれる。

研究への貢献者と保証者(guarantor)についての方針を打ち立てることによって、研究への貢献にまつわる曖昧な状況はすいぶんと解消されることになるが、その一方でどれだけの質と量の貢献を果たせば著者資格を得られるのか、という問題については取り残されたままである。ICMJEは著者資格についてつぎのような基準を設けるよう勧告している。これらの基準は、著者と研究貢献者とを区別している雑誌にとっても参考となるものである。

- ・著者資格は、1)構想からデザイン、またデータ取得やその分析および解釈において相応の貢献があったかどうか、2)論文の草稿作成もしくは重要な知的内容にかかわる批判的校閲に携わったかどうか、3)出版原稿の最終承認を行ったかどうか、に基づいて認められるべきものである。著者として認められるためには、1)、2)、3)のすべてを満たさなくてはならない。

- ・多施設からの相当数の研究者が研究にかかわっていた場合、その研究グループでは投稿原稿について直接責任を担う者たちが明らかになっていなければならない³⁾。これらの人物は上述の著者としての基準を完全に満たしていなければならない、また編集者はこれらの人物に対し、“投稿原稿執筆著者および利害衝突開示フォーム”を記入するように要請する。グループとして執筆した原稿を投稿する場合、連絡先となる代表著者

(corresponding author)は希望する引用形式を明示するとともに、著者資格を有するメンバーの氏名とグループ名称とを明示しなければならない。グループのその他のメンバーについては通例、謝辞においてその名が列挙される。アメリカ国立医学図書館(National Library of Medicine)は、グループ名とともに、執筆に直接責任を負う人物としてそのグループが指名した個人名についても索引に載せている。

- ・資金の確保、データの収集、あるいは研究グループの総指揮に携わっただけでは著者資格を認められない。

- ・著者として指名された者はみな著者資格を満たしていなければならない、また著者資格を満たしている者はすべて著者名表記欄にその名が列挙されていなければならない。

- ・著者は、その一人ひとりが執筆作業に十分に携わり原稿のなかで自らが携わった部分については公的責任を問われた場合に対応できなくてはならない。

また今日では、構想から掲載に至るまでの投稿原稿執筆作業全般に責任をもつ1名あるいはそれ以上の著者、すなわち執筆保証者(guarantor)を明確にするよう要請し、こういった情報を掲載している雑誌もある。

近年、多施設共同試験については著者資格をグループに帰属させるケースが増えてきている。著者として指名されたグループメンバーはすべて上述の著者資格のための基準を完全に満たしていなければならない。

著者名表記欄における著者名記載の順序は、共同執筆者との合議によって決定されなければならない。また、著者たちはその著者名の記載順序について説明できるようにしていなければならない。

II. A. 2. 謝辞に列挙された研究貢献者(Contributors Listed in Acknowledgments)

著者資格を認められるための基準を満たさないすべての研究貢献者は、謝辞のセクションにおいて列挙されなければならない。謝辞に列挙される者の例としては、技術面に限定された協力、執筆補佐あるいは総括的なサポートのみを提供した部門長などがあげられる。経済的・物質的支援についても謝辞において列挙されるべきである。

物質面において原稿執筆に貢献しながらも、その貢献内容からして著者資格は満たさないという人たちについては“臨床研究者(clinical investigators)”もしくは“参加研究者(participating investigators)”という見出しの下に列挙し、その役割もしくは貢献については、たとえば“学術的助言者として貢献”、“研究デザインの批判的校閲”、“データ収集”、“被験者の提供およびケア”などといったように記述するとよいであろう。

読者にしてみれば、上述の者たちはデータおよび結論を保証する立場にあると考えられる。このため、これらの個人からは謝辞でその名を列挙することについての書面の承諾を得る必要がある。

II. B. 編集者(Editorship)

II. B. 1. 編集者の役割(The Role of the Editor)

雑誌の編集者とは、その雑誌の全内容についての責任を担っている人物のことである。医学雑誌の所有者および編集者には共通の使命がある。すなわち、雑誌の目的およびコスト性にみあった信頼性のあるわかりやすい雑誌の出版、である。ところが、雑誌の所有者と編集者とはその役割は異なってくる。所有者には、編集者を任命・解任する権利、そして重要な経営上の判断を下す権利がある。この重要な経営上の判断には編集者もできるかぎり関与するべきである。編集者は雑誌の編集内容に関する意思決定について全権を委任されていなければならない。編集者は、たとえ解任の危機にさらされる結果になるのだとしても、編集の自由(editorial freedom)という概念を堅守するべきである。この自由を確保するためにも、編集者は出版における代表者(delegated manager)のみならず最高保証者(the highest level of ownership)に直接アクセスできるようにしなければならない。

医学雑誌の編集者は、一般的な任用条項のみならず編集者の権利を明示し、さらには紛争を解決するための手順を明確にした契約を結んでいなければならない。

独立した編集顧問委員会(editorial advisory board)は、編集方針を確立し維持するうえで編集者に有用な知見を与えてくれるであろう

II. B. 2. 編集の自由(Editorial Freedom)

ICMJE は、世界医学雑誌編集者協会が定義するところの編集の自由を採択している(<http://www.wame.org/wamestmt.htm>)。この文書によると、編集の自由および独立性とは、雑誌の編集内容に関する意思決定については編集長に全権が委任されていなければならない、という考え方であるとしている。雑誌の所有者は、個々の論文の評価、選定、編集業務に直接的に介入したり、あるいは編集者の意思決定に強く影響を与えるような環境をつくりだすことによって間接的に編集者の意思決定に介入したりするようなことがあってはならない。編集者は、雑誌がどれだけ売れるかということではなく、論文の妥当性および雑誌の読者にとってのその論文の重要性に基づいた意思決定を行うべきである。また編集者は、たとえそれが出版者側の営利目的に反するものであったとしても、報復を恐れることなく自由に全医学的側面について批判的か

つ信頼に足る見解を表示できなくてはならない。編集者および編集者組織には編集の自由という概念を守る義務があり、そのような自由がはなはだしく侵害された場合には国際医学界、国際学界、および一般国際社会に向けてその侵害を訴える義務がある。

II. C. ピアレビュー(Peer Review)

先入観に左右されない独立した批判的評価は学術的プロセスならびにすべての学術論文に欠かせない要素である。ピアレビューとは、編集スタッフ以外の専門家による投稿原稿の批判的評価のことであり、重要な学術プロセスの延長上にあるプロセスである。実際にピアレビューにどれだけの価値があるのかについてはほとんど研究されておらず、その価値についてもさまざまな議論があるが⁴⁾、ピアレビューによって編集者は雑誌への掲載に適しているのはどの原稿なのかを判断しやすくなり、さらに、ピアレビューは報告内容の質を高めるという著者および編集者の共通の目標に資するものである。ピアレビュー誌(peer-reviewed journals)とは、その掲載論文の大半を外部の専門家による査読にかけている雑誌のことをいう。査読に回される原稿の数と種類、査読者の数、査読の手順、そして査読者の意見の活用の仕方は各誌異なってくるため、透明性を確保するためにも、各誌は「投稿の手引き」のなかで査読についての方針を公開しておくべきである。

II. D. 利害衝突(Conflicts of Interest)

査読プロセスおよび掲載論文の妥当性に対する社会の信頼は、執筆、査読、そして編集上の意思決定において利害衝突がいかにかうまく処理されたかによって左右されてくる。利害衝突は、著者(あるいは著者の所属機関)、査読者もしくは編集者が、自らの意思決定に不適切な影響を与えるような財政上あるいは個人的な利害関係を抱えている場合に存在する[このような利害関係を、二重コミットメント(dual commitment)、相反利益(competing interests)、あるいは相反する忠誠(competing loyalties)ともいう]。このような金銭的・個人的利害関係には、微々たる影響力しかもたないものから意思決定に大きな影響力をもつものまで多様に及び、すべての利害関係において本当の意味での利害衝突が存在するわけではない。その一方で、そういった利害関係が自らの専門的判断に影響を与えると本人自身が認識しようといまいと利害衝突の可能性は存在する。もっともわかりやすい利害衝突の例は、財政上の利害関係(たとえば雇用されている立場であったり、顧問を担当していたり、株式を所有していたり、何らかの謝礼を受け取っていたり、企業から報酬を受けて専門家としての証言をしたりするようなケース)であり、この利害関係は雑誌、著者、

そして学問そのものの信頼性を損なう可能性ももっとも高いといえる。しかし、個人的利害関係や学界における競争、そして知的情熱などといったものも利害衝突の原因となりうる。

査読および出版の関係者たちは利害衝突を生じさせる可能性があると考えられる利害関係のすべてを開示しなければならない。論説(editorial)やレビューなどの掲載においてはこういった利害関係を開示することはとくに重要となってくる。というのも総説やレビューなどにおけるバイアスを検出するのは原著論文の場合と比較して非常に困難といえるためである。編集者は、編集上の判断を下す際には“利害衝突および財政上の利害についてのステートメント”において開示されている情報を参考にするとういであろう。また、開示された情報が原稿を評価するうえで重要なものであると考えられる場合には、編集者はこれを掲載するべきである。

II. D. 1. 個々の著者のコミットメントにかかわる利害衝突の可能性(Potential Conflicts of Interest Related to Individual Authors' Commitments)

著者は、論文であれレターであれ、原稿の投稿に際しては自らの作品にバイアスを生じさせうる財政上および個人的な利害関係について開示する責任をもつ。また、曖昧さを避けるために著者は原稿のタイトルページに続く“利害衝突申告ページ”において、利害衝突の可能性があるのかそれともないのかについて具体的に言明しなければならない。また、必要であれば原稿に添付するカバーレターに追加的な詳細も加える。

研究員は被験者に対し利害衝突の可能性について開示しなければならない、被験者に対する情報開示が行われたかどうかについて原稿上で言明しなければならない。

編集者もまた、著者によって開示された利害衝突の可能性についての情報をいつ掲載するかを決断する必要がある。利害衝突の可能性について判断しかねる場合は、判断ミスの可能性があるとしても掲載しないよりは掲載する方を選ぶべきである。

II. D. 2. プロジェクトへの支援にかかわる利害衝突の可能性(Potential Conflicts of Interest Related to Project Support)

近年になって研究はますます営利企業や私立財団、ならびに政府による資金提供を受けるようになってきている。この資金提供の条件によってはバイアスの原因となる可能性があり、あるいは研究そのものの信用を損なう結果となりうる。

科学者は信頼のおける研究結果を掲載する倫理的義務を担っている。また、研究者は研究の直接保証者と

して、データへのアクセスを阻んだりするような取り決めや、データ分析・原稿作成・投稿を独立した立場で遂行する能力を阻んだりするような取り決めに交わしてはならない。研究への資金提供者が存在する場合、著者はその(それらの)資金提供者が研究手法、データの収集・分析・解釈、研究報告の執筆、そして雑誌への論文投稿に関する意思決定においてどういった役割を果たしたのかを説明しなくてはならない。資金提供元にそのような関与がなかった場合も著者は関与がなかった旨を明記しなければならない。資金提供者が研究に直接関与することによって生じる可能性のあるバイアスはその他の方法論的バイアスに類似するものである。そのため、“手法”のセクションにおいて資金提供者の関与についての情報を加えるようにしている雑誌もある。

研究のアウトカムに特許上あるいは財政上の利害を有する機関から資金提供を受けて実施された研究についての論文を執筆する著者に対し、編集者がつぎのような供述書への署名を求める場合がある：「わたしは当研究における全データにアクセス権を有し、またデータの信頼性とデータ分析の正確さについて全責任を負います」。プロジェクト別研究(project-specific studies)に関する論文については、編集者はその掲載を許可する前に研究デザインおよび/もしくは契約書のコピーを審査したほうがよい。著者の投稿する権利に対して資金提供者が何らかの権力を行使していたような場合は、編集者はその投稿論文の検討を却下する可能性がある。

II. D. 3. 編集者・雑誌スタッフ・査読者のコミットメントにかかわる利害衝突の可能性(Potential Conflicts of Interest Related to Commitments of Editors, Journal Staffs, or Reviewers)

編集者は外部から査読者を招く際、明らかに利害衝突の可能性を有する人物——たとえば著者の1人とでも同じ部門や機関で勤務している者——を採用することは回避するべきである。また、利害衝突の可能性(通常職業上の)があるという理由から自分の原稿の査読を担当するべきではないと著者自身が判断する人物の氏名を、著者が編集者に提示するというケースがしばしば見受けられる。その場合、もし可能であれば著者はその懸念事由を説明あるいは正当化するよう求められる。これは編集者にとって著者の要請を受け入れるかどうかを判断するうえで重要な情報となる。

査読者は、原稿に対する自らの見解にバイアスを生じさせかねないような利害衝突については、これをすべて編集者に開示しなくてはならない。また、査読者自らの判断で、ある原稿の査読を控えたほうがよいと

思われる場合は、査読者はその原稿の査読を辞退するべきである。著者のケースと同様に、査読者のケースにおいても、利害衝突の可能性についてまったく触れないということは、開示されなかったが実際には利害衝突が存在する場合と、あるいは利害衝突が本当に存在しない場合との両方が考えられる。そのため、査読者についても利害衝突の可能性の有無については具体的に言明しなくてはならない。査読者は自らの利益を追求する目的で、出版にさきだって査読した論文から得た知識を流用するようなことがあってはならない。

原稿についての最終決定を下す編集者は、自らが審査する掲載号について、いかなる個人的・職業的・財政的なかわりも有してはならない。その他の編集スタッフも編集にかかわる意思決定に参加する場合は、自らの現在の財政上の利害がどのように編集上の判断に影響する可能性があるのかについて編集者に申告し、自らの利害にかかわる意思決定からは辞退するべきである。編集スタッフは原稿の編集作業から得られた情報を個人的利益のために流用するようなことがあってはならない。編集者は、雑誌スタッフのコミットメントにかかわる利害衝突の可能性について言明した“情報開示ステートメント”を定期的に掲載するべきである。

II. E. プライバシーと機密保持(Privacy and Confidentiality)

II. E. 1. 患者と研究参加者(Patients and Study Participants)

患者にはプライバシーを守る権利があり、これは患者のインフォームドコンセント(説明に基づく同意)を得ることなしに侵されることがあってはならない。患者名、イニシャル、病院番号(患者登録番号)などのような患者の身元が判明しうる情報は、これらの情報が科学的目的のために必要不可欠であり、なおかつ患者あるいはその両親や親権者が掲載に同意することを示すインフォームドコンセントを書面で提示しないかぎり、こういった情報を書面、写真、系図などの形式で掲載してはならない。この趣旨でのインフォームドコンセントを得るためには、身元が判明する可能性のある患者に掲載予定の原稿に目を通してもらう必要がある。

患者の身元が判明するような詳細については、よほど重要なものでないかぎり原稿から排除するべきである。とはいえ、完全な匿名性を確保するのは非常に困難であることから、身元判明の疑いがすこしでもあれば、インフォームドコンセントを取得するべきである。たとえば、患者の写真の目の部分をマスキングするだけでは匿名性の保護としては不十分である。匿名

性を保護するためにデータに変更を加えた場合、著者はデータの変更によって科学的見解が歪められることがないという確証を提示しなくてはならない。

インフォームドコンセントに関する規定は、雑誌の“投稿の手引き”に記載されていなければならない。患者のインフォームドコンセントを取得した場合は掲載記事においてその旨が明示されていなければならない。

II. E. 2. 著者と査読者(Authors and Reviewers)

原稿の審査は著者の“秘密を保持する権利(rights to confidentiality)”に十分配慮したうえで行われなくてはならない。著者は審査のために原稿を提出するとき、自らの科学研究および創造的努力の成果を編集者に託しているのであり、査読者に託された原稿には著者の名声とキャリアがかかっていると考えられる。こういった原稿の査読にかかわる機密事項が開示してしまうと、著者の権利が侵害される可能性もある。査読者自身にもまた秘密を保持する権利があり、編集者はこの権利を尊重しなくてはならない。偽りや不正の疑いがある場合においては秘密保持の権利を侵害せざるをえないこともあるかもしれないが、それ以外の場合においては尊重されなくてはならない。

編集者は、原稿についての情報(原稿の受理、内容、審査における進捗状況、査読者による批判的見解、また最終的にその原稿がどのように処理されるのかについて)を著者本人と査読者以外のだれにも開示してはならない。法的手続きのために資料を利用したいという要請に対しても同じ扱いである。

審査のために提出された原稿は秘密情報であり、著者の私有物であるという旨を編集者は査読者に対して明らかにするべきである。それゆえ、査読者および編集スタッフは著者の権利を尊重する義務があり、原稿が掲載される前に著者の研究について公然と討議したり、その研究におけるアイデアを盗用したりするようなことがあってはならない。査読者は編集者の許可がないかぎり、自らの控えとして原稿のコピーをとったり、それを第三者と共有するようなことがあってはならない。査読者は、レビューを提出した後は原稿のコピーを返却、あるいは廃棄しなくてはならない。編集者は不採用となった原稿のコピーを保管してはならない。

査読者、著者、そして編集者の許可がないかぎり、査読者のコメントを掲載あるいは公表してはならない。

査読者が匿名であるべきかどうかについては賛否両論がある。著者は投稿先として選んだ雑誌の“著者への情報ガイド”(information for authors)”を参考にし、査

読者が匿名の扱いになっているかどうかを確認しておくべきである。査読者のコメントに署名が添えられている場合を除いては、査読者の許可がないかぎり著者またはその他のだれにも査読者の身元が明らかにされることがあつてはならない。

論文に査読者のコメントを添えて掲載する雑誌もあるが、そのような手順を踏む場合にはかならず著者と査読者の同意を得なければならない。ただし、ある査読者のコメントを同じ原稿の査読を担当する他の査読者たちに送付することは、査読者が査読プロセスから多くを学ぶことにつながるため、これは奨励されるべきである。また、査読者は編集者による最終的な決定内容についての通知を受けることもできる。

II. F. 研究における実験対象者と動物の保護

著者は人体実験を報告する場合、人体実験を管理する国家あるいは所属機関の委員会および 1975 年のヘルシンキ宣言(2000 年改訂)⁵⁾に準拠した手続きを踏んだかどうかを明示しなければならない。その研究がヘルシンキ宣言に準拠して実施されたかどうかという点で疑いの余地がある場合、著者は自らが用いたアプローチの理論的根拠を説明し、研究における手続き上不明瞭な部分については所属組織の審査部門より具体的な承認が得られたということを提示しなければならない。動物実験の報告においては、著者は所属機関あるいは国家の規定する実験動物の管理と使用についてのガイドに準拠したかどうかを明示するよう求められるべきである。

(210 巻 12 号に続く)

- 1) Davidoff, F. For the CSE Task Force on Authorship. : Who's the Author? Problems with Bio-

medical

Authorship, and Some Possible Solutions. *Science Editor*, **23**(4) : 111-119, 2000.

- 2) Yank, V. and Rennie, D. : Disclosure of researcher contributions : a study of original research articles in *The Lancet. Ann. Intern. Med.*, **130**(8) : 661-670, 1999.
- 3) Flanagan, A. et al. : Authorship for research groups. *JAMA*, **288**(24) : 3166-3168, 2002.
- 4) Godlee, F. and Jefferson, T. : Peer Review in Health Sciences. London, Br. Med. J. Books, 1999.
- 5) World Medical Association Declaration of Helsinki : ethical principles for medical research involving human subjects. *JAMA*, **284**(23) : 3043-3045, 2000.

本資料は ICMJE の生物医学雑誌への統一投稿規程の日本語翻訳である。

厚生労働科学「EBM を指向した『診療ガイドライン』と医学データベースに利用される『構造化抄録』作成の方法論の開発とそれらの受容性に関する研究」班は、この翻訳を厚生労働科学研究費の支援によって行った。

ICMJE は、この翻訳版を裏書するものでも、承認するものでもない。

統一投稿規程の公式版は、www.icmje.org/に存在する。

平成 13 年度～15 年度厚生労働科学「EBM を指向した『診療ガイドライン』と医学データベースに利用される『構造化抄録』作成の方法論の開発とそれらの受容性に関する研究」班

主任研究者：中山健夫(Takeo NAKAYAMA)

班員：山崎茂明(Shigeaki YAMAZAKI)、津谷喜一郎(Kiichiro TSUTANI)、福井次矢(Tsuguya FUKUI)、稲葉一人(Kazuto INABA)、野村英樹(Hideki NOMURA)、木内貴弘(Takahiro KIUCHI)、平位信子(Nobuko HIRAI)

* * *